

第29期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

「2. 会社の現況(2)新株予約権等の状況」

「3. 業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況の概要」

連結注記表

個別注記表

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

ソフトバンク・テクノロジー株式会社

上記の各事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、ウェブサイト
(<http://www.softbanktech.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

事業報告

2. 会社の現況

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している新株予約権等の状況（平成29年3月31日現在）

	平成24年6月20日 新株予約権	2013年度 第2回新株予約権
発行決議日	平成24年6月20日	平成25年11月27日
新株予約権の 目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使価額	83,200円 (1株あたり832円)	169,300円 (1株あたり1,693円)
新株予約権等の行使期間	平成26年6月21日から 平成30年6月20日まで	平成27年12月1日から 平成31年11月30日まで
新株予約権の行使条件	(注) 2	(注) 3
役員の保有状況(注) 1	保有者数 4名 保有数 370個 目的となる株式の数 37,000株	保有者数 1名 保有数 120個 目的となる株式の数 12,000株

(注) 1. 社外取締役および監査役は新株予約権等を保有していません。

2. 新株予約権の行使条件（概要）

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了または定年により退任または退職した場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使期間において、以下の区分に従い権利の一部または全部を行使できるものとする。
 - (1) 行使期間開始後平成27年6月20日までは当初に割当てを受けた新株予約権の4分の1を限度として権利を行使することができる。
 - (2) 平成27年6月21日から平成28年6月20日までは当初に割当てを受けた新株予約権の4分の2を限度として権利を行使することができる。
 - (3) 平成28年6月21日から平成29年6月20日までは当初に割当てを受けた新株予約権の4分の3を限度として権利を行使することができる。
 - (4) 平成29年6月21日から平成30年6月20日までは当初に割当てを受けた新株予約権のすべての権利を行使することができる。

3. 新株予約権の行使条件（概要）

- ① 新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、新株予約権者の行使を書面により承認した場合は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使期間において、以下の区分に従い権利の一部または全部を行使できるものとする。
 - ア 行使期間開始後平成28年11月30日までは当初に割当てを受けた新株予約権の4分の1を限度として権利を行使することができる。
 - イ 平成28年12月1日から平成29年11月30日までは当初に割当てを受けた新株予約権の4分の2を限度として権利を行使することができる。
 - ウ 平成29年12月1日から平成30年11月30日までは当初に割当てを受けた新株予約権の4分の3を限度として権利を行使することができる。
 - エ 平成30年12月1日から平成31年11月30日までは当初に割当てを受けた新株予約権のすべての権利を行使することができる。

② 当期中に交付した新株予約権等の状況

当期中に当社従業員および当社子会社従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権等の内容は以下のとおりです。

	2016年度 第2回新株予約権			
発行決議日	平成28年8月24日			
新株予約権の 目的となる株式の種類	当社普通株式			
新株予約権の発行価額	無償			
新株予約権の行使価額	209,000円(1株あたり2,090円)			
新株予約権等の行使期間	平成30年9月1日から 平成34年8月31日まで			
新株予約権の行使条件	(注) 2			
従業員等への交付状況 (注) 1	当社従業員 当社子会社従業員	73名 4名	1,235個 70個	123,500株 7,000株

(注) 1. 当社取締役および当社子会社取締役に対しては交付していません。

2. 新株予約権の行使条件(概要)

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位(以下、総称して「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- ② 上記①の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項（平成29年3月31日現在）

ア 当社は、平成25年5月20日開催の取締役会決議に基づき、2013年度第1回新株予約権（有償ストックオプション）を発行しております。その内容は次のとおりです。

	2013年度第1回新株予約権 （有償ストックオプション）			
発行決議日	平成25年5月20日			
新株予約権の 目的となる株式の種類	当社普通株式			
新株予約権の発行価額	1個あたり1,000円（1個あたり100株）			
新株予約権の行使価額	133,300円（1株あたり1,333円）			
新株予約権等の行使期間	平成26年7月1日から 平成31年6月30日まで			
新株予約権の行使条件	（注）			
従業員等の保有状況	当社取締役	4名	160個	16,000株
	当社従業員	224名	1,352個	135,200株
	当社子会社取締役	2名	30個	3,000株
	当社子会社従業員	10名	50個	5,000株

（注）新株予約権の行使条件（概要）

- ① 新株予約権者は、平成26年3月期から平成28年3月期までのいずれかの期の営業利益が下記（a）または（b）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を当該営業利益の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までにそれぞれ行使することができる。
 （a）営業利益が23億円を超過した場合 行使可能割合：50%
 （b）営業利益が30億円を超過した場合 行使可能割合：50%
- ② 新株予約権者は、上記①に定める(a)または(b)の条件を充たす前に、平成26年3月期から平成28年3月期のいずれかの期の営業利益が10億円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記①に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位をいずれも喪失した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、新株予約権者の行使を画面により承認した場合は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。

イ 当社は、平成28年8月24日開催の取締役会決議に基づき、2016年度第1回新株予約権（有償ストックオプション）を発行しております。その内容は次のとおりです。

	2016年度第1回新株予約権 (有償ストックオプション)			
発行決議日	平成28年8月24日			
新株予約権の 目的となる株式の種類	当社普通株式			
新株予約権の発行価額	1個あたり2,000円(1個あたり100株)			
新株予約権の行使価額	208,000円(1株あたり2,080円)			
新株予約権等の行使期間	平成30年7月1日から 平成34年6月30日まで			
新株予約権の行使条件	(注)			
従業員等の保有状況	当社取締役	5名	660個	66,000株
	当社従業員	24名	1,420個	142,000株
	当社子会社取締役	3名	220個	22,000株
	当社子会社従業員	9名	380個	38,000株

(注) 新株予約権の行使条件(概要)

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者は、平成30年3月期から平成32年3月期までのいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が33億円を超過した場合に限り、当該営業利益の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の満了日まで、本新株予約権の全部を行使することができる。
- ② 上記①に規定する営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な目標指標および目標金額を取締役会において定めるものとする。
- ③ 本新株予約権者は、権利行使時においては、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要しないものとする。ただし、本新株予約権者が懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

事業報告

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制整備についての基本方針を以下のとおり決議しております。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制の体制を構築できるよう継続的な改善を図ってまいります。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「役職員コンプライアンス・コード」を基本指針として、取締役・従業員に対するコンプライアンス研修等を通じたコンプライアンス意識の高揚とコンプライアンス関連諸規程に基づく職務の執行を徹底しております。

また、「役職員コンプライアンス・コード」に基づき、反社会的勢力との一切の関わりを拒絶し、これらに対する毅然とした態度と適切な対処を図るため、各種の基本契約書への暴力団等の排除条項の盛り込み等社内的な整備に努めております。

当社は、「内部監査規程」その他社内諸規程に基づき、定期的なモニタリングを実施し、取締役および従業員の職務の執行に係る法令および定款の適合性を確保しております。

また、取締役会の諮問機関として社長を除く取締役をメンバーとする経営課題検討会議を設置し、中長期的な経営課題、経営執行の監督、コンプライアンスの確保とコーポレートガバナンス上の問題点等を審議しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、株主総会議事録をはじめ、取締役会議事録、監査役会議事録、事業報告および計算書類等について、法令、定款および「文書保存管理規程」に基づき、所管部署によって管理しております。

また、取締役の業務執行に係る文書等についても、法令および「文書保存管理規程」等に基づき、それぞれの所管部署によって保存、管理を行っており、取締役は、従業員に対して、その周知徹底を図っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、会社の持続的な発展や役職員等の安全確保を脅かす、外的および内的なリスクを把握し、それに対応すべく次の対策を講じております。

- ・ リスクを適切に認識し、管理するための規程として「危機管理規程」および「危機管理基本ガイドライン」を策定して管理責任者を任命し、リスクの種類に応じてリスク毎の主管部署を決め、会社のリスク管理体制を整備しております。
- ・ リスク管理に関する危機管理委員会を設置し、リスクに関する情報収集、分析、防止策等について継続して検討しております。
- ・ 重大なリスクが顕在化した場合には、緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講じます。

また、災害等の危機管理に関しては、安否確認システムの導入等により役職員等の安全確保を測っております。

さらに、情報セキュリティ活動を主導するため、情報セキュリティ対策会議を設置し、情報関連諸規程に基づく情報セキュリティ体制の整備や監査および教育を実施しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」において取締役会の任務と運営を明確にするとともに、決議・報告すべき事項を明記しております。また、「権限規程」によって、職務権限と意思決定の適正化を図り、効率的な運営体制を確保しております。

また、経営環境の変化への機敏な対応と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。あわせて、経営責任の明確化と意思決定・業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、「SBTグループ憲章」を定め、当社グループ会社に共通する行動規範としております。また、グループ会社の自主性を尊重しつつ、円滑な事業運営を図るため、「SBTグループ会社管理規程」を定め、主管部門を設置してグループ経営の一体性と効率化を図るとともに、以下の体制を整備しております。
- ・当社から主要な子会社に役員を派遣し、子会社の取締役会を通じて、子会社の事業状況および財務の状況を把握しております。また、毎月当社の取締役会で事業内容の報告と重要案件に係る審議が行われております。
 - ・「SBTグループコンプライアンス規程」を定め、グループ全体のコンプライアンスを推進するとともに、「フリー・アクセス・ライン」(ホットライン)の適用範囲をグループ会社まで広げ、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性の確保に努めております。
 - ・当社グループ全体のリスク管理の整備・強化に向けて、「SBTグループリスク管理規程」を定めるとともに、必要に応じて子会社に対しても業務監査を実施し、リスクの監視に努めております。
- (6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、現在、監査役の職務を補助する専属の従業員を配置しておりませんが、監査役からの求めがあるときは、内部監査室を始めとする各部門の従業員がその職務を補助します。監査役の職務を補助する従業員は、監査役から指示を受けたときはその指示を優先し、その指示に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。
- (7) 当社および子会社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社および子会社の取締役および従業員は、業務執行において法令、定款に違反する事実、および会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、ただちに報告すること、また、取締役は上記報告義務について、その周知徹底を図ることとしております。
また、当社および子会社の取締役および従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、すみやかに報告することとしております。
さらに、監査役は、内部監査室から監査結果の報告を受け、追加監査や改善策の必要性を認識したときは、その指示を行うことができます。当社および子会社は、監査役へこれらの報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知しております。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、すみやかに当該費用または債務を処理することとしております。
- (9) その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、内部監査室および会計監査人から監査結果について報告を受けるとともに、監査の実施にあたっては、連携をとっております。
また、監査役と内部監査室は定期的に連絡会議を開催しており、情報共有やそれぞれの監査実施状況の報告、その他共同監査の実施等に関して緊密なコミュニケーションを図っております。
監査役会は、会計監査人を監督し、取締役からの会計監査人の独立性を確保するため、会計監査人の監査結果については独自に報告を受けております。
また、監査役は、取締役会に出席し、意見を述べるとともに、監査役会としての勧告や報告を行っております。
- (10) 財務報告の適正性・信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を策定するとともに、内部統制委員会の設置・統括担当役員の任命等、内部統制を推進するための体制を整えております。
さらに、金融商品取引法等の関連法令への適切な対応を図るため、財務報告に係る情報処理システム等を整備し、財務報告の信頼性の向上に取り組んでおります。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

上記の基本方針に基づく当期における主な取組みは、以下のとおりです。

- (1) 「役職員コンプライアンス・コード」およびコンプライアンスマニュアル（行動規範）をイントラネットに掲載し、すべての役員および従業員が閲覧可能な状況にして周知を図っております。また、コンプライアンス意識の向上および定着を継続的に図るために、毎年コンプライアンス浸透月間を開催しており、当期においても全役員および従業員を対象とした教育を実施しました。
- (2) 当社およびグループ会社の重要なリスクについては、取締役会および重要な社内会議において担当役員から定期的に報告が行われております。当期におきましては、前期に引き続きプロジェクト管理体制の強化を推進し、さらに長時間労働の防止等の労働環境に関するリスクへの取組みを推進しました。
- (3) 取締役会は、当期において計12回開催し、法令および定款に定める事項ならびに当社グループの経営方針および経営戦略等の重要な業務執行に関する事項について審議、決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況やグループ会社の業績について報告を受けております。
- (4) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づく監査を実施し、取締役会および重要な社内会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧や業務および財産の状況の調査ならびに代表取締役、会計監査人および内部監査室との定期的な会合を通じて、監査の実効性を確保しました。
- (5) 当社取締役等がグループ会社の取締役および監査役に就任し、各社の業務執行の監督および監査を行いました。また、グループ会社管理の担当部署を設置し、各社の業務執行状況について、随時または定期的に報告を求めるとともに、当社各部門が各担当業務に応じて適宜各社の業務の指導および監督を行いました。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 11社
- ・ 連結子会社の名称 M-SOLUTIONS(株)
フォントワークス(株)
(株)環
サイバートラスト(株)
ミラクル・リナックス(株)
アソラテック(株)
リデン(株)
モバイルインターフェイス(株)
亞洲電子商務科技有限公司
SOLUTION BUSINESS TECHNOLOGY KOREA Ltd.
Cyber Secure Asia (S) Pte. Ltd.
上記のうちリデン(株)は、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。
また、前連結会計年度において連結子会社であったMIRACLE LINUX AMERICA, Inc.は清算したため、連結の範囲から除いております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

- ・ 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の数 4社
- ・ 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の名称 (株)モードツー
日本RA(株)
ジャパンインテグレーション(株)
Renazon Technology (S) Pte. Ltd.

② 持分法を適用しない主要な非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちCyber Secure Asia (S) Pte. Ltd.の決算日は12月31日、(株)環の決算日は1月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. たな卸資産

・ 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

器具及び備品 4年～15年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（12年）に基づいて償却しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

ハ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることが可能な案件の、仕掛品残高を上回る当該見積り額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- ⑤ 重要な収益および費用の計上基準
完成工事高および完成工事原価の計上基準
 - イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - ロ. その他の工事
工事完成基準

- ⑥ のれんの償却方法および償却期間
のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間（5～10年）にわたり均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生時に一括で償却しております。

- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,053,949千円

- (2) 財務制限条項
借入金のうち、(株)みずほ銀行との金銭消費貸借契約（借入金残高638,800千円）には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。
 - ① 平成26年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結貸借対照表に示される純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
 - ② 平成26年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結損益計算書に示される営業損益・親会社株主に帰属する当期純損益が2期連続して損失とならないこと。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	10,696,900株	190,000株	—	10,886,900株

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	1,050,490株	131株	—	1,050,621株

(注) 単元未満株式の買取請求による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成28年6月20日開催の第28期定時株主総会決議による配当に関する事項

・ 株式の種類	普通株式
・ 配当金の総額	289,392千円
・ 1株当たり配当金額	30円
・ 基準日	平成28年3月31日
・ 効力発生日	平成28年6月21日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 平成29年6月19日開催予定の第29期定時株主総会決議による配当に関する事項

・ 株式の種類	普通株式
・ 配当金の総額	295,088千円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当金額	30円
・ 基準日	平成29年3月31日
・ 効力発生日	平成29年6月20日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。） の目的となる株式の種類および数

普通株式	116,700株
------	----------

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余裕資金については、短期的な運用は預金のほか、ソフトバンクグループ全体の資金効率向上のため、親会社への貸付金として運用することがあります。

また、短期的な運転資金需要や、業務または資本提携等を目的とした株式などへの投資が発生した場合には、必要な資金を主として銀行借入等によって調達しております。

デリバティブは主に為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客信用リスクに関しては、社内の販売管理規程に従い請求書単位での入金期日管理および残高管理を日常的に行うほか、主要な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券は、業務または資本提携等を目的とした株式、他の組合員との協業関係を促進するための組合出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。株式、組合出資については、時価や発行体の財務状況が定期的に取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。買掛金のうち、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、金額が特に大きいものについては、個別に先物為替予約を利用することで、リスクを回避しております。実行にあたっては社内承認手続きを経るとともに、信用リスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、期末時点における取引残高はありません。

借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、株式などへの投資や、設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、金融機関等から定期的に金利情報を入手し、マーケットの変動を把握しております。

営業債務や借入金、リース債務は、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、決済、返済時における流動性リスクを回避しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる投資有価証券は、次表に含めておりません（(注) 2.参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,190,081	6,190,081	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (※)	11,416,102 △2,155		
受取手形及び売掛金 (純額)	11,413,947	11,413,947	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	84,075	84,075	—
資産計	17,688,103	17,688,103	—
(4) 買掛金	7,136,775	7,136,775	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	293,700	293,700	—
(6) リース債務 (流動)	75,294	75,294	—
(7) 未払金	829,723	829,723	—
(8) 未払法人税等	457,669	457,669	—
(9) 長期借入金	345,100	341,907	△3,192
(10) リース債務 (固定)	370,744	362,985	△7,759
負債計	9,509,007	9,498,055	△10,951

(※) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらのうち、短期間に回収される債権については、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、回収に長期間を要する債権については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割引計算を行った結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 1年内返済予定の長期借入金、(6) リース債務 (流動)、(7) 未払金、
(8) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(10) リース債務 (固定)

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難であると認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	710,581
組合出資金	100,000
合計	810,581

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	6,190,081	—	—	—	—	—
受取手形及び売掛金	11,386,401	25,180	4,399	121	—	—
合計	17,576,482	25,180	4,399	121	—	—

(注) 4. 長期借入金およびリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	293,700	320,400	24,700	—	—	—
リース債務	75,294	362,327	3,299	2,983	2,134	—
合計	368,994	682,727	27,999	2,983	2,134	—

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,277円58銭
(2) 1株当たり当期純利益 164円33銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、平成29年4月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行し、株主還元及び資本効率の向上を図るため、自己株式の取得を行うものです。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|---|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得する株式の総数 | 100,000株(上限とする)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.0%) |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 400百万円(上限とする) |
| ④ 取得期間 | 平成29年5月1日から平成30年3月31日まで |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

なお、平成29年4月26日公表の「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は平成29年6月1日を効力発生日として株式分割を行う予定です。取得する株式の総数を株式分割後の数値に換算すると、100,000株に2を乗じた200,000株(上限)となります。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、平成29年4月26日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議しました。

(1) 株式分割

① 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものです。

② 株式分割の概要

イ. 分割の方法

平成29年5月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

ロ. 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	10,886,900株
今回の分割により増加する株式数	10,886,900株
株式分割後の当社発行済株式総数	21,773,800株
株式分割後の当社発行可能株式総数	85,121,600株

(注) 上記の発行済株式総数及び増加する株式数は平成29年4月26日現在の発行済株式総数に基づき記載しているものであり、本取締役会決議の日から株式分割の基準日まで間に新株予約権の行使により増加する可能性があります。

③ 分割の日程

基準日公告日	平成29年5月16日(火曜日)
基準日	平成29年5月31日(水曜日)
効力発生日	平成29年6月1日(木曜日)

④ その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

⑤ 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成29年6月1日以降に行使する新株予約権の行使価額を以下のとおり調整いたします。

名称	調整前行使価額	調整後行使価額
平成24年6月20日新株予約権	832円	416円
2013年度第1回新株予約権	1,333円	667円
2013年度第2回新株予約権	1,693円	847円
2016年度第1回新株予約権	2,080円	1,040円
2016年度第2回新株予約権	2,090円	1,045円

⑥ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

イ. 1株当たり純資産額	638円79銭
ロ. 1株当たり当期純利益	82円16銭

(2) 定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成29年6月1日をもって当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更するものです。

② 定款変更の内容(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 42,560,800株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 85,121,600株とする。

③ 定款変更の日程

定款変更取締役会決議日	平成29年4月26日
定款変更効力発生日	平成29年6月1日

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・ 時価のあるもの

・ 時価のないもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

イ. 商品

ロ. 仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来損失に備えるため、当事業年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることが可能な案件の、仕掛品残高を上回る当該見積額を計上しております。

- (4) 収益および費用の計上基準
完成工事高および完成工事原価の計上基準
- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - ② その他の工事
工事完成基準
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

- （平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,311,018千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務は次のとおりであります。
- | | |
|----------|-------------|
| ① 短期金銭債権 | 233,983千円 |
| ② 短期金銭債務 | 1,849,117千円 |
| ③ 長期金銭債務 | 90,189千円 |
- (3) 財務制限条項
借入金のうち、(株)みずほ銀行との金銭消費貸借契約（借入金残高638,800千円）には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。
- ① 平成26年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結貸借対照表に示される純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
 - ② 平成26年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結損益計算書に示される営業損益・親会社株主に帰属する当期純損益が2期連続して損失とならないこと。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
① 売上高	623,916千円
② 仕入高	552,644千円
③ 販売費及び一般管理費	92,185千円
④ 営業取引以外の取引高	1,691千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	1,050,490株	131株	—	1,050,621株

(注) 単元未満株式の買取請求による増加であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)

繰延税金資産 (流動)

未払事業税	22,899
未払事業所税	5,410
賞与引当金	153,821
受注損失引当金	5,718
未払社会保険料	23,149
未払家賃	63,121
その他	12,607

繰延税金資産 (流動) 合計 286,728

繰延税金資産 (固定)

投資有価証券評価損	150,773
減価償却超過額	33,202
資産除去債務	59,165
その他	756

繰延税金資産 (固定) 合計 243,896

繰延税金負債 (固定)

資産除去債務に対応する除去費用	△35,470
その他有価証券評価差額金	△7,741

繰延税金負債 (固定) 合計 △43,212

繰延税金資産 (固定) の純額 200,684

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
					役員の兼任等	事業上の関係
子会社	フォントワークス(株)	20	デジタルフォント(書体)の企画・開発・販売およびソフトウェアの開発、テクニカルサービス、OEM等	所有直接 100.00	兼任3名	資金の借入および商品等の仕入・販売
						取引の内容
		資金の借入	667,123	短期借入金	500,000	
		利息の支払	901			

種類	会社等の名称	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
					役員の兼任等	事業上の関係
子会社	サイバートラスト(株)	100	認証サービス事業、セキュリティソリューション事業、およびマネージド・セキュリティ・サービス事業	所有直接 100.00	兼任3名	資金の借入および商品等の仕入・販売
						取引の内容
		資金の借入	416,438	短期借入金	500,000	
		利息の支払	560			

種類	会社等の名称	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
					役員の兼任等	事業上の関係
子会社	アソラテック(株)	60	農業におけるICTを活用した課題解決および総合的なICTサービスの提供	所有直接 51.00	兼任1名	システム開発作業の受託先
						取引の内容
		共同事業体でのシステム開発受託	- (注2)	預り金	557,905 (注2)	

取引条件および取引条件の決定方針等

1. 資金借入の取引金額は、期中平均残高を表示しております。
2. 借入金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 共同事業体でのシステム開発受託につきましては、「共同事業体協定書」の定めによります。

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 預り金につきましては、共同事業体を代表して業務の対価を受領したものです。なお、本業務は同社に対するものではありませんので、取引金額は記載しておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	資本金または 出資金 (百万円)	事業の内容または職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
					役員の兼任等	事業上の関係
親会社 の子会社	ソフトバンク(株)	177,251	移动通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供	なし	なし	商品等の販売・業務受託
		取引の内容	取引金額 (千円)	科目		期末残高 (千円)
		商品の販売およびシステム開発・技術支援等	4,541,701	売掛金	1,947,362	

種類	会社等の名称	資本金または 出資金 (百万円)	事業の内容または職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
					役員の兼任等	事業上の関係
親会社 の子会社	ソフトバンク・ペイメント・サービス(株)	6,075	決済サービス、カード・ポイントサービス、集金代行サービス、送金サービス等	なし	なし	商品等の販売・業務受託
		取引の内容	取引金額 (千円)	科目		期末残高 (千円)
		商品の販売およびシステム開発・技術支援等	1,137,890	売掛金	128,001	
		エンドユーザーへの販売に関する決済代行業務の委託	- (注2)	売掛金	1,644,892	

種類	会社等の名称	資本金または 出資金 (百万円)	事業の内容または職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
					役員の兼任等	事業上の関係
親会社 の子会社	ヤフー(株)	8,428	インターネット上の広告事業、イーコマース事業、会員サービス事業等	なし	なし	商品等の販売・業務受託
		取引の内容	取引金額 (千円)	科目		期末残高 (千円)
		商品の販売およびシステム開発・技術支援等	4,834,927	売掛金	1,458,448	

種類	会社等の名称	資本金または 出資金 (百万円)	事業の内容または職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係			
					役員の兼任等	事業上の関係		
親会社 の子会社	ソフトバンク コマース & サービス (株)	500	IT関連製品の製造・流通・販売、IT関連サービスの提供	なし	なし	商品等の仕入・販売、業務受託		
		取引の内容		取引金額 (千円)	科目		期末残高 (千円)	
		商品の販売およびシステム開発・技術支援等		1,572,915	売	掛	金	395,370
		商品等仕入		2,277,398	買	掛	金	695,331
		役務提供案件の資材等購入		712,866				

取引条件および取引条件の決定方針等

1. 業務受託等につきましては、役務提供に対する費用を勘案した上で、一般取引条件と同様に決定しております。
2. 商品等の販売および仕入につきましては、個別案件ごとに検討の上、交渉により一般取引条件と同様に決定しております。

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 売掛金に関する取引については、エンドユーザーに対する販売取引であり、同社に対するものではありませんので、取引金額は記載していません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,206円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 116円26銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、平成29年4月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議しました。

- (1) 自己株式の取得を行う理由
経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行し、株主還元及び資本効率の向上を図るため、自己株式の取得を行うものです。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|--|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得する株式の総数 | 100,000株 (上限とする)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.0%) |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 400百万円 (上限とする) |
| ④ 取得期間 | 平成29年5月1日から平成30年3月31日まで |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

なお、平成29年4月26日公表の「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は平成29年6月1日を効力発生日として株式分割を行う予定です。取得する株式の総数を株式分割後の数値に換算すると、100,000株に2を乗じた200,000株(上限)となります。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、平成29年4月26日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議しました。

(1) 株式分割

① 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものです。

② 株式分割の概要

イ. 分割の方法

平成29年5月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

ロ. 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	10,886,900株
今回の分割により増加する株式数	10,886,900株
株式分割後の当社発行済株式総数	21,773,800株
株式分割後の当社発行可能株式総数	85,121,600株

(注) 上記の発行済株式総数及び増加する株式数は平成29年4月26日現在の発行済株式総数に基づき記載しているものであり、本取締役会決議の日から株式分割の基準日まで間に新株予約権の行使により増加する可能性があります。

③ 分割の日程

基準日公告日	平成29年5月16日(火曜日)
基準日	平成29年5月31日(水曜日)
効力発生日	平成29年6月1日(木曜日)

④ その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

⑤ 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成29年6月1日以降に行使する新株予約権の行使価額を以下のとおり調整いたします。

名称	調整前行使価額	調整後行使価額
平成24年6月20日新株予約権	832円	416円
2013年度第1回新株予約権	1,333円	667円
2013年度第2回新株予約権	1,693円	847円
2016年度第1回新株予約権	2,080円	1,040円
2016年度第2回新株予約権	2,090円	1,045円

⑥ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

イ. 1株当たり純資産額	603円36銭
ロ. 1株当たり当期純利益	58円13銭

(2) 定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成29年6月1日をもって当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更するものです。

② 定款変更の内容（下線部分に変更部分を示します。）

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 42,560,800株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 85,121,600株とする。

③ 定款変更の日程

定款変更取締役会決議日

平成29年4月26日

定款変更効力発生日

平成29年6月1日